

Title	『ラインの監視人』Der Wächter am Rhein. Ein deutsches Volksblatt.によせて： ハムバッハ祭典前夜
Sub Title	Zum Wächter am Rhein. Ein deutsches Volksblatt : Vorabend des Hambacher Fests
Author	篤木, 能雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.3 (1980. 6) ,p.481(161)- 490(170)
JaLC DOI	10.14991/001.19800601-0161
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19800601-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『ラインの監視人』 *Der Wächter am Rhein.*
Ein deutsches Volksblatt. によせて

—ハムバッハ祭典前夜—

葛木 能雄

(1)

それぞれの時代には、その時代の歴史的諸条件に規定された時代精神が生み出される。その時代精神はまた、それを生み出した歴史的諸条件に反映して種々の要求を生むものである。そして、その時代精神と諸要求が合致する方向を見出し得た場合には、必ず一定の運動形態をとって実践行動をとるものなのである。

例えば、1832年5月27日に開催されたハムバッハ祭典 *Hambacher Fest* も、そういうものの一つに数えられるだろう。成程、この祭典はドイツの国家統一の必要を宣言したものの、それを実現するための道筋が余りに大雑把であったために、統一のための明確な指針を示し得なかった。しかし、ドイツ人民の永年にもわたる願望が、この祭典にはこめられており、最早、ドイツが諸邦分裂の状態を克服して国家統一を果たす以外に、祖国再生の道がないことを行動の上で示した事件として、記憶にとどめておく必要があるだろう。また、この祭典の精神が後の祖国統一と解放運動に少なからぬ影響を与えたことを考えれば尚更のことである。

本稿の目的は、1832年4月1日から同年7月26日にかけてバーデン大公国のマンハイムで刊行された急進的自由主義新聞、『ラインの監視人』 *Der Wächter am Rhein. Ein deutsches Volksblatt* (以下『ラインの監視人』と略) を紹介することである。同紙紹介の意

図は、その刊行期間から明らかなように、ハムバッハ祭典開催前後の時節と一致しており、同祭典を頂点とするドイツ三月前期30年代における人民運動を理解するのに必要と考えられたからである。

(2)

ハムバッハ祭典の舞台は、南部ドイツ、ラインバイエルン(プファルツ)である。この地域は、まさに諸邦分裂の状態にあって混乱を極めた封建絶対制下ドイツの矛盾を集中的に表現していた。

ラインバイエルンがバイエルン王国統治下に編入されたのは1816年5月1日以来である。それ以前、すなわちナポレオン戦争期においては、フランス領に属し、その後ウィーン会議を経てバイエルン王国に帰属が決定するまでは、オーストリアの支配下に置かれていた。

バイエルン国王、マックス・ヨゼフ *Max Joseph* は、当初この地をバイエルン王国に帰属させることに反対であった。なぜならば、地理的に見て本国から遠く離れすぎていたからである。急転して、ラインバイエルンを帰属させよう⁽¹⁾と決意したのは、同地からの収入増が期待できたからである。そこで、当時バイエルン王国領であったザルツブルクと交換にオーストリアからラインバイエルンを手に入れたのである。それ故、バイエルン王国にとってラインバイエルンは、いわば王国の財政救済を果たす以外の何物でもなかった。

後に、『国家学辞典』 *Staatslexikon oder Encyk-*

注(1) Wilhelm, Herzberg, *Das Hambacher Fest. Geschichte der revolutionären Bestrebungen in Rheinbayern um das Jahr 1832.* Ludwigshafen, 1908. S. 10.
 Neudruck: Zentralantiquariat der DDR, Leipzig, 1974.

lopädie der Staatswissenschaften, in Verbindung mit vielen der angesehensten Publicisten Deutschlands. の編纂者として著名なヴェルッカー (Theodor Welcker) は、1818年にラインバイエルンに関する報告書の中で、この地域では、フランスと合同すべきであることが「正面きって言われている」と述べている。その理由というのは、フランスの統治下にあった時には、「もっと良い生活が保障され」「政府の理解が得られ」「どんなに緊急切迫しても税負担が少ない⁽²⁾」から、というものである。

1820年代が経過していくなかで、パン、肉、塩、ビール等、生活必需品から嗜好品にいたるまで課せられる諸税と、それに加えて封建的賦役とが全ドイツの勤労者にとって重圧となっていた⁽³⁾のであるが、ラインバイエルンにおいては、そうした諸負担が一層重く感じられていた。

それに、1820年代の後半には、ライン河畔を中心に南部ドイツ全体が経済的統一への胎動を開始する。すなわち、バイエルン=ヴュルテンベルク関税同盟、プロイセン=ヘッセン関税同盟、それと、この二つの関税同盟に対抗する形で中部ドイツ商業同盟が、それぞれ1828年1月28日、同年2月14日、同年9月24日に結成される。こうしてライン地区、中部ドイツ地区の再編成が今や焦眉の問題として大きくクローズアップされてきたのである。

バイエルン政府も周囲の事情に対応を余儀なくされ、1829年12月20日には「ラインバイエルン行政府や住民の反対⁽⁴⁾」を押し切って同地域に関税線を設置したのであった。

ラインバイエルンは前年結成されたバイエルン=ヴュルテンベルク関税同盟からは、この地域の特殊事情を理由に除外されていたため、いわば独立国家の形で各邦との取引が自由であった。ところが、1829年の関税線設置によって他邦への関税負担が増大し、ラインバイエルン地域内の産業は手痛い打撃を受けることになったのである。悪いことに、1829年から1831年にかけて葡萄が凶作に見舞われ、ワイン輸出に依存していた農民は関税負担と凶作の二重打撃を受けたのである。これらのことが原因して、ラインバイエルン地域は異常な物価騰貴と「癌のように広がっていく市民の貧困、無数の貧者と乞食の群れ」を生み出していった。

因みに、ラインバイエルン内の諸都市、例えば、デュルクハイム、フランケンタール、カイザースラウテルン、ランダウ、シュパイアー、ツヴァイブリュッケンにおける1826年から1835年までの生活必需品(1kg当りのパンと肉)の物価を見ると、1831年と1832年の物価は、それぞれ前年同時期と比較してみた場合にその急騰ぶりは顕著である。こうしたなかで、デュルクハイム市などでは、1832年3月の最終週から貧窮者

注(2) Kurt, Baumann, Die Kontinuität der revolutionären Bewegungen in der Pfalz von 1792 bis 1849.

S. 7. in: *Geschichtliches Landeskunde* Bd. 1. Wiesbaden, 1964.

(3) Karl, Obermann, *Deutschland von 1815 bis 1849. Von der Gründung des Deutschen Bundes bis zur bürgerlich-demokratischen Revolution.* 4., überarbeitete Auflage. Berlin. 1976, S. 70.

(4) a. a. O., S. 91.

(5) Johann Georg August, Wirth, *Das Nationalfest der Deutschen zu Hambach. Neu stadt a/H 1832.*

S. 2. Neudruck: Topos Verlag AG. Vaduz/Liechtenstein, 1977. (以下、*Das Nationalfest*と略)

(6) Wilhelm, Herzberg, S. 25.

パン(1kg当り)	デュルクハイム		フランケンタール		カイザースラウテルン		ランダウ		シュパイアー		ツヴァイブリュッケン	
	黒パン	白パン	黒パン	白パン	黒パン	白パン	黒パン	白パン	黒パン	白パン	黒パン	白パン
1830年	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.
	1月	5 8	3 3	4 8	4 2%	6 3%	4 2	8	4 2%	6 1 1/2	4 2%	6 2
1831年	7月	3 1 8	3 2 8	3 2%	7	4	6	8	5 2	8	4 2%	6 2
	1月	5 8	4 3 8	6	9	6	8	5 2	8	6 1 1/2	7 2 1/2	7 2 1/2
1832年	7月	5 3 8	5 1 8	5 2	11	12	8	8	7 1 1/2	8 2%	8 2%	8 2%
	1月	6 2 10	5 3 8	6	9	8 1 1/2	6 1 1/2	6 2	8	6 1 1/2	7 2 1/2	7 2 1/2
7月	8	10	7 1 1/2	8	7 1 1/2	11	8 1 1/2	10 1 1/2		7 1 1/2	10	10
肉(1kg当り)	親牛肉	仔牛肉	親牛肉	仔牛肉	親牛肉	仔牛肉	親牛肉	仔牛肉	親牛肉	仔牛肉	親牛肉	仔牛肉
	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.	Kr. pfg.
1830年	14	10	15	12	16	8	16	12	16	14	16	11
	7月	16	10	17	12	18	8	18	14	18	18	10
1831年	1月	12	10	16	10	16	8	18	16	18	12	10
	7月	16	10	16	11	18	8	18	14	20	14	10
1832年	1月	16	11	17	12	18	10	18	14	20	12	12
	7月	18	12	19	12	20	10	22	16	20	20	12

(出典) Wilhelm, Herzberg, S.25より作成。Kr.とあるのはクロイツァー、pfg.とあるのはアフェンセである。

のために特別の施しを与えるのだが、実に全市民の三分の一に及ぶ者が施しを受けたのである。またツヴァイブリュッケン市では、1832年当時の世帯数が1360であったが、そのうち400世帯が貧困者リストに載り、200世帯は極貧の状態であったと言われている⁽⁷⁾。

こうしてみると、1832年3月頃からハムバッハ祭典にいたるまでのラインバイエルンは、民衆の不満が極点に達していたと言えるであろう⁽⁸⁾。

更に、こうした諸条件はフランスの7月革命の余燼と容易に結合する。7月革命勃発の知らせは、フランスと国境を接する南部ドイツ諸邦——バイエルン王国、ヴュルテンベルク王国、バーデン大公国——に逸早く伝わり、空文化された領邦憲法に実質の内容を持たせる運動となって展開されていった。これら諸邦にあっては、何よりも先ず出版の自由の獲得、わけても世論を喚起する手段としての新聞出版の自由を手に入れることが重要であったし、事実、南部ドイツ諸邦における新聞出版は「目を見張るばかりの高揚」であったという⁽⁹⁾。

例えば、バイエルン王国における代表的な自由主義新聞を挙げると、アイゼンマン Johann Gotfried Eisenmann の『バイエルン民衆新聞』 *Bayerische Volksblatt*、コレマンス Victor von Coremanns の

『自由新聞』 *Die freie Presse oder Frankenblätter*、『傍観者』 *Zuschauer an der Pegnitz*、『観察者』 *Der Beobachter* が、ラインバイエルンでは、ホッホデルファ Johann Heinrich Hochdörfer の『人民の友』 *Rheinbayerische Volksfreund*、『市民の友』 *Bürgerfreund*、ロスト Jacob Friedrich Rost の『一般新聞』 *Zweibrücker Allgemeine Zeitung*、ジーベンプファイファー Philip Jacob Siebenpfeiffer の『西方の使者』 *Westbote* (以下 *Westbote* と略)、ヴィルト Johann Georg August Wirth の『ドイツ・トリビューン』 *Deutsche Tribüne* (以下 *Deutsche Tribüne* と略) 等が刊行されていた。これらの新聞のうち *Westbote* と *Deutsche Tribüne* が最も急進的であった。

(3)

ラインバイエルンにおける反政府運動の旗手がジーベンプファイファーとヴィルトである。前者は、ことにラインバイエルンの高級官吏として13年に及ぶ生活のなかから、この地域における根本的矛盾とその根本的解決策を呈示できる数少ない人物の一人となっていた。

ジーベンプファイファーは1789年11月29日、バー

注(7) Wilhelm, Herzberg, S. 18. デュルクハイム市における市民の貧困が増加したことを報じる記事が、*Wächter am Rhein*. Nr. 7 (April 7). S. 23. である。

(8) *Wächter am Rhein*. Nr. 45 (Mai 16). S. 179—S. 180.

この記事は、5月8日付で布告されたラインバイエルン地区政府のハムバッハ祭典禁止措置に関連して報道されたものだが、ここには当時のラインバイエルン地区における住民の感情がかなり率直に反映されている。「住民の大部分は、現政府に絶望している。専制のこれまでの行為は信頼というものを根こそぎにしたのであり、専制に思い知らせることは、……市民が、強い断固とした意志でのみ行えるのだ」(a. a. O., S. 180) と。

(9) Wilhelm, Herzberg, S. 28. Fußnote.

(10) *Deutsche Tribüne* は最初1831年7月1日 München で刊行されたが、度重なるバイエルン政府の干渉のため、ヴィルトはラインバイエルンで同紙の発行を決意する。同紙は1832年1月1日からホムブルクで発行を再開した。しかし、同年3月21日第71号を最後に廃刊する。ヴィルトは、その後同紙を6月1日からバーデンで刊行する計画と公表 (*Wächter am Rhein*. Nr. 42. [Mai 13] するが徒勞に終わった。彼は後年になっても *Deutsche Tribüne* 刊行の夢を持ち続け、3月革命真只中の1848年7月1日に漸くその実現が可能になった矢先に、6月28日、彼の突然の死によって結局陽の目を見ることはなかった。Kurt, Kszyk, und Karl, Oberman, hrsg. v., *Zeitgenossen von Marx. Ausgewählte Briefe aus den Jahre 1844 bis 1852*. Assen/Amsterdam 1975. S. 165. Fußnote 2. を見よ。マルクスも *Deutsche Tribüne* に言及したことがある。例えば、"Marx an Dagobert Oppenheim in Köln" [Bonn, um den 25. August 1842] 『マルクス=エンゲルス全集』第27巻、訳 354ページ。

「…国家の現状の礎石に反対するはっきりした意志表示は検閲の強化とさらに新聞の弾圧をもたらすかも知れません。南ドイツの『トリビューネ』はこうしたやり方で崩壊した」と。

(11) ジーベンプファイファーの略伝は、Wilhelm Herzberg, S. 29—S. 30によった。彼の経歴については、1835年3月11日フランクフルトと日付のついた Vortrag der Bundes-Zentral-Behörde über das am 27. Mai 1832 stattgehabte Hambacher Fest (Kreisarchiv München, MA2241) に一部紹介されている。これについては、Adam, Sahrman, *Beiträge zur Geschichte des Hambacher Festes 1832*. Landau 1930, S. 117—S. 152. Neudruck: Topos Verlag AG. Vaduz/Liechtenstein, 1978. を見よ。(以下 Adam, Sahrman, *Beiträge* と略)。因みに、

デンに近いラール Lahr に貧しい裁縫職人の家に生まれた。ギムナジウムに入学したものの、貧困の故に学業を途中で断念しなければならなくなる。ギムナジウム入学後2年経った1804年に、ジーベンファイファーはラール地区の書記となるが、財務行政研究の目的で、1806年フライブルクに赴任する。刻苦勉勵の後、やがて資金を得て法学研究を目的にフライブルク大学に入学したのである。

彼は、ナポレオン戦争末期の1814年に、連合軍と共にライン左岸に渡り、州の共同管轄委員会 *gemeinschaftliche Landesadministration* の秘書になり、第2回平和会議の後、ランダウでオーストリアの行政官に就任した。ラインバイエルンがバイエルン王国に帰属することが決定した後は、シュバイアーとフランケンタルにおいて郡助役補佐に就任し、1818年1月28日、ホムブルクに郡庁が設置されるのにもない、郡委員に任命されたのである。

官吏としてのジーベンファイファーは、謹厳実直、気性は激しく、結局部下との摩擦が原因して県政府から訓戒処分を受けることになる。彼が官吏を辞任する時期も原因も明らかではない。

ジーベンファイファーは官吏生活を通じて、破壊されつくした自治体財政制度、なおざりにされた学校や教育、放置されたままの道路や交通手段等の抜本的解決の必要を痛感したのである。

1829年に、彼は学術的な雑誌によって論争を喚起するべく出版計画を立てるが、「わが国では全く実りがない⁽¹³⁾」と知って、やめてしまう。

7月革命勃発に促されて、ジーベンファイファーは、1830年10月に国家制度、法律、司法各般にわたって、国内外、とくにフランスの国家行政との比較を内容と

した雑誌『ラインバイエルン』*Rheinbayern* を発行する。更に翌1831年4月1日から、その雑誌とならんで日刊新聞『西方からの使者』*Der Bote aus der Westen* を刊行、この新聞が翌年1月から、*Westbote* となるのである。

しかし、*Westbote* は3月17日、バイエルン政府攻撃を理由に発行停止処分を受け、ジーベンファイファーも向こう5年間にわたり執筆活動が禁止されてしまうのである。

同紙第74号特別付録号の発行者辞任声明のなかで、専制政府下の政治的無権利と専制政府の横暴が告発されている。だが、同紙がこのことによって決して挫けるのではなく、その精神は蘇生するであろうことが暗示されている。「いざ、ラッパが眠りを覚ますまで *Westbote* は床に就く。*Westbote* は眠るが精神は目覚めて⁽¹⁴⁾いる。ドイツ万才。自由万才」と。

こうして *Westbote* は消えるわけだが、ほぼ10日後の4月1日から『ラインの監視人』に、その精神を譲ることになるのである。

ところで、*Westbote* や *Deutsche Tribune* の新聞発行停止処分には、反政府的政治結社「出版・祖国同盟」*Preß-oder Vaterlandsverein* の結成が深くかかわっていた。この同盟の起源は、1832年1月29日にラインバイエルン出身の議員である、シュラー (Friedrich Schüller) が本国議会休会の折りにラインバイエルンに帰還したのを機会に、彼への感謝をこめて開かれた集會に溯ることができる。この席上で、ヴィルトが「出版・祖国同盟」創設の提案を行い、2月3日付 *Deutsche Tribune* 第29号の論説「ドイツの責務」*Deutschlands Pflichten* で広く訴えたことに由来する。この同盟の目的は、政治的著作の出版活動を支援

ハムバッハ祭典後のジーベンファイファーについて述べると、彼はフランケンタルの重罪犯裁判所 *Zuchtpolizeigerichte* で最高刑2年を宣告された。1833年11月25日、彼はベッカー Johann Philip Becker の手引きで逃亡に成功、ヴァイセンブルクに向かう。後、ベルンで教職に就くが、彼は全く政治の舞台には登場することなく、晩年は神経を病み、1845年5月14日、ベルンのビュムブリッツで没した。Wilhelm, Herzberg, S. 209.

注(12) Wilhelm, Herzberg, S. 30. ヘルツベルクは、ジーベンファイファーが1818年にマインツで発表した自治体の財産、債務に関する研究、国家制度〔憲法〕裁判制度、ラインバイエルンの行政手引が今日でも尚プファルツの行政管理の面で重要な補助手段となっている、と述べている。しかし、現在ではどうなのであろうか。

(13) a. a. O., S. 30.

(14) Extra Beilage zu Nr. 74 des *Westboten*. in: *Wächter am Rhein* vor Nr. 1. ジーベンファイファーは *Westbote* 発行者辞任後、*Deutschland, Hausfreund* という新聞をヒルドブルグスハウゼンで発行しようと計画するが連邦議会の圧力で果せなかった。Wilhelm, Herzberg, S. 73.

(15) Wirth, *Das Nationalfest*, S. 4. によると、この集會で、ドイツではじめて王家の正統性と原理とを神権に結びつけることは不可能であること、ドイツの改革は無条件に人民主権の原理によらなければならないことが宣言された、ということである。

『ラインの監視人』によせて

すること、人民の代表者が逮捕、若しくは就労不能になった場合には財政的援助を与えること、同盟のメンバーは、その収入に見合う寄付を毎月定期的に支払い、反政府的文書を広める際には、力の及ぶ限り協力すること等を骨子としている。ヴィルトの「ドイツの責務」は5万部別刷され⁽¹⁶⁾ドイツ各地に広められたのである。その趣旨に賛同する動きは急速に拡大しようとしている。

バイエルン政府が警戒したのは、こうした動静に対してであった。1832年3月1日に、ルードヴィヒ国王は全王国内における同盟を禁止する訓令を發布し、反政府派弾圧に乗り出したのである。

この「出版・祖国同盟」は、1832年中にはパリにおいて「自由出版擁護祖国協会」Deutscher Vaterlandsverein zur Unterstützung der freien Presse⁽¹⁷⁾の名称で設立され、この一支部として「ドイツ人民協会」Deutscher Volksvereinが創設されるのである。この「ドイツ人民協会」が1834年初めには、綱領と規約を整えたドイツ最初の革命的秘密結社「ドイツ亡命者同盟」Der deutsche Bund der Geächtetenに発展していくのである。

(4)

『ラインの監視人』⁽¹⁸⁾は1832年4月1日から同年7月26日にかけてバーデン大公国のマンハイムで刊行された急進的自由主義の新聞である。発行者シュトロマイアー(Franz Stromeyer)、編集責任者はシュレント(Friedrich Schlund)の陣容であり、出版および印刷はヴィットヴェ(Wittwe)社が行った。発行者シュトロマイアーは以前ジーベンファイファー発行のWestboteの編集協力人であった。

Westbote第74号特別付録には、ジーベンファイファーの発行者辞任の声明とならんで『ラインの監視人』刊行予告が掲載されており、そこには「Westbote読者の要望⁽¹⁹⁾に応え、その代わりとなるべく努力する」旨

が記されている。このことは、『ラインの監視人』をして、当時7月革命以後のバーデンにおける自由主義運動——後述するがこの場合の自由主義とは立憲主義とはほぼ同義である——にラインバイエルンの急進的運動——こちらの方はフランス的な意味での共和主義を指すものとしてよい——の側面を合体させて、より強力な反封建闘争のための武器にしようとするものである。

『ラインの監視人』第1号社説にはシュトロマイアーの論文「統一と自由」が発表され、同紙のいわば政治的信条が語られる。

「……専制からドイツ人民の確実な解放を期待することが今や可能なのである。もし全ドイツ人民の声⁽²⁰⁾が自由の尊さに目覚めるなら、自らかちえた、……法の支配を共同して守るために、また専制に対する共同の闘いのために一致することである。“ラインの監視人”の目的は、自由、法の支配という崇高な目的を達成するために困難を乗り越えることである」と。

『ラインの監視人』は、社説、ドイツ各領邦からの報告、諸外国からの報告を中心に構成され、日刊4ページ建てである。同紙は4月23日と6月11日の聖霊降臨祭の休刊を除き合計115号が刊行された。7月に入り、付録 Beilage を付けた号が、4日、9日、11日、17日、18日、21日、23日、24日の8号ほど刊行されるが、これら付録の内容は、6月28日の連邦議会決議に基づき7月5日に発令された一連の自由主義運動弾圧措置に対する抗議と、反動の強化による事態の緊迫を警告するものが中心となっている。

さて、『ラインの監視人』の構成内容についてであるが、社説の論調は大別して次の3つが主である。1)ドイツの統一と自由に関するもの、2)出版・祖国同盟の支援に関するもの、3)ドイツ連邦、とくにプロイセンおよびオーストリアの専制支配と封建絶対主義への批判、がこれである。

次にドイツ各領邦国家からの報告だが、当然のことながら、バーデン大公国、バイエルン王国、ラインバ

注(16) Karl, Obermann, S. 93.

(17) Wolfgang, Schieder, *Die Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung. Die Auslandsvereine im Jahrzehnte nach der Julirevolution von 1830.* Stuttgart, 1963, S. 14.

(18) 本稿で紹介する資料は、*Wächter am Rhein. Ein deutsches Volksblatt.* Mannheim Vom 1. April bis 26. Juli 1832. Topos Verlag, Vaduz/Liechtenstein, 1977, である。この資料には、編集者のつけたページ数が〔 〕で示され、また目次に相当する部分では、各記事の見出しと、その内容についての、若干ではあるが要約がされており、利用者への便宜が図られている。

(19) Extra Beilage zu Nr. 74 des Westboten. in: *Wächter am Rhein* vor Nr. 1.

(20) *Wächter am Rhein*. S. 2.

イエレンからの報告記事が全体の約半数に達している。これに続いて、ライン河畔に接する領邦国家、ナッソウ公国、フランクフルト・アム・マイン、ヘッセン・ダルムシュタット大公国、ヴュルテンベルク王国、ヘッセン選帝国からの記事が多い。

この他、プロイセン王国、ハノーファー王国、ホルシュタイン公国、ザクセン王国、ザクセン・コーブルク公国からの報告もあるがその数は極めて少数である。

諸外国からの報告では、フランスに関する記事が最も多く、合計37号に及ぶ。これは、言うまでもなく7月革命後のフランスにおける動静が国境を接する南部ドイツ諸邦にとって極めて重要な政治的関心事だったからである。フランスからの記事では、「カジミール・ペリエ内閣治下の政情不安」「コレラ危機」「飢餓・失業の増大」「スペインへの内政干渉」「プロイセン、オーストリア、ロシアによる対フランス戦争準備」「ヨーロッパ分割計画」等々、7月革命後のフランスの激動ぶりが紙面を賑わしている。

大ブリテンからの報告は全部で12回あり、そのうち8回が「選挙法改正」に関係している。『ラインの監視人』は5月26日付第55号において「選挙法改正とヨーロッパ」と題して社説を掲げ、「改正問題はヨーロッパ文明の死活問題である」と論じ選挙法改正へ支持を表明している。

ポーランドからの記事は10回である。ポーランドの問題は19世紀30年代ドイツの反封建闘争を語る場合、重要な意味をもっている。というのは、ポーランド支援の意味は、神聖同盟を中心とする専制支配に対する反封建闘争の統一的基盤を、そこに見出すからである。たとえば、ヴィルトはポーランドの再生と解放はドイツのそれと同じであること、ポーランドの再生と解放がドイツの解放と統一によってもたらされたであろうことを述べたりしている。

『ラインの監視人』が報じるポーランドの記事は、当時の事情を反映して、亡命ポーランド人に関するもの、プロイセン、ロシアのポーランド対策への批判、ポーランド国内における散発的蜂起を伝えるもの、在外ポーランド国民委員会から寄せられたドイツ人民へ

の感謝文が中心になっている。この他には、社説として「ワルシャワ陥落前後におけるポーランドの光景」と題してルポルタージュ記事が連載されたりしており、ポーランド問題への深い共感を示している。

『ラインの監視人』が取り扱う諸外国からの記事は、フランス、大ブリテン、ポーランド以外に、イタリア、スイス(それぞれ6回ずつ)、ポルトガル(3回)、スペイン、ユネーダーランド、オーストリア(それぞれ2回ずつ)である。

『ラインの監視人』掲載の諸外国からの記事を通じて明らかとなることは、一方におけるヨーロッパ列強諸国の領土拡大政策、弱小諸国への内政干渉が、他方における民族解放運動と独立運動、そして勃興しつつあるナショナリズムの姿が鮮明に映し出されていることである。

1830年を転機とするヨーロッパの情勢は王制復古体制の崩壊を急速に推進しており、世界史は、新しい局面を迎えているのである。

(5)

ハムバッハ祭典は、1832年5月27日、ラインバイエルンのノイシュタット Neustadt 市近郊にある古城ハムバッハで開催されたドイツ統一を求める一大人民集会である。この祭典にはラインバイエルン全域はもとより、ドイツ連邦各都市および諸外国からの参加者が25,000名を越えたのである。

(2)で触れておいたように、ラインバイエルンでは1832年から始まる諸物価の急騰と貧困者の増大とによって、ラインバイエルン全域には不満が渦巻いていた。これに加えて、南部ドイツは、バイエルン=ヴュルテンベルク関税同盟、プロイセン=ヘッセン関税同盟、中部ドイツ商業同盟の結成によって経済的統一基盤を形成しつつあり、それらの地域に包摂された国々では、最早、何らかの形でドイツの国家形態の変革を志向せねばならぬことを感じ始めていたのである。

ラインバイエルンにおける現状の不満は、直接的な形をとってバイエルン政府に、ひいてはバイエルン政

注(21) a. a. O., S. 217.

(22) Wirth, *Das Nationalfest*. S. 3~S. 4.

(23) Harald, Müller, Die Krise des Interventionsprinzips der Heiligen Allianz. Zur Außenpolitik Österreichs und Preußens nach der Julirevolution von 1830. in: *Jahrbuch für Geschichte*. Bd. 14, Berlin, 1976. を参照せよ。

(24) *Wächter am Rhein*. S. 241.

府を通じて連邦議会体制に批判の対象を見出し、また7月革命を契機として活発化する南部ドイツ自由主義運動も国家形態の変革を含めて領邦体制批判に傾くのであり、ここにラインバイエルンを中心とする急進派と南部ドイツ自由主義運動とは、共通の批判対象において統一するのである。ここにいう「共通の批判対象」とは「専制」であって、直接・間接にはプロイセンとオーストリアを頂点とする絶対主義制度であることは言うまでもない。この点に、ドイツ関税同盟成立以後、プロイセンを中心とする経済的統一の中にドイツ国家統一の基礎を見出し得なかった南部ドイツ自由主義一般の狭さと限界があるとも言える。

いずれにせよ、ハムバッハ祭典が当時の交通事情や度重なるバイエルン政府の妨害にかかわらず空前の大規模集会に発展できたのは、以上のような背景があったからである。

『ラインの監視人』は、その刊行期間から明らかのように、ハムバッハ祭典に対する民衆の期待と興奮を目前にし、同紙自身も祭典への積極的支持を表明するのである。

『ラインの監視人』が報道したハムバッハ祭典に関する第1号記事は、「ドイツの5月」Der Deutsche Maiと題した呼びかけである。これは当時ノイシュタットのハールトにいたジーベンファイファーが、『新シュバイアー新聞』Neue Speyere Zeitungに載った記事からヒントを得たもの⁽²⁵⁾とされている。この「革命的⁽²⁶⁾目的を感じさせる」呼びかけには「ノイシュタット近隣の尊敬できる34名の市民」の名が連ねられている。これら市民の職業を見ると、農場経営者が11名、商人が7名で、これで署名者全体の過半数に達することになり、当時のラインバイエルンにおける葡萄の凶作と関税線設置による打撃が、こうした署名に反映されていると言える。

この呼びかけの内容は、「……毅然たる闘い、内外の暴力を払いのける闘い、合法的自由とドイツの国民的尊敬⁽²⁷⁾をかちえるための闘い」である「希望の祭典」にあらゆる者が参加しようというものである。

この呼びかけが『ラインの監視人』のみならず、新聞出版の刊行が高揚していた南部ドイツ諸邦はもちろん、各地に創設され始めた「出版・祖国同盟」を通じて広汎に流布されたことは確実である。

5月10日付の『ラインの監視人』には、この呼びかけが「ライン地区のみならず、隣接諸邦においても賛同と喝采を博して⁽²⁸⁾」いることが報じられている。

しかし、一方ではバイエルン政府の干渉も目を追って激しくなり、その結果、アンドリアン男爵名で祭典禁止措置が講じられる。この禁止措置の趣旨は、「…国内には合法的権力のみが存在するのであって、人民が公開の集会で外国からの暴力を回避することなどは協議するものではない。このことを考えるのは王国憲法にのっとり国家首脳的手中にある」ことだから「本集会の目的は、従って不法である⁽²⁹⁾」というのである。この文言は、明らかにジーベンファイファーの呼びかけを逆手にとったものである。

更に、ハムバッハ祭典を禁止する理由は、「……合法性に隠れて現存体制の解消を企てるよこしまな党派」によって意図されたものであり、またこの集会には「……下賤極まる人民階級niederste Volksklasse出身の輩および婦休兵が募られている」から「……王国政府は目下計画中の集会を不逞かつ違法と判断し…禁止する⁽³⁰⁾」と。

この禁止措置は全6か条から成り、事実上ハムバッハ祭典開催を不可能にするものであった。それどころか、数名の集会でも禁止の対象となる条項も含まれており、専制下の政治的無権利を政府自身が証明したようなものであった。

『ラインの監視人』は、この措置を掲載した号で、本措置に対して批判的論評を加え、バイエルン政府の行為を非難している。「……ライン県政府がかかる禁止措置を敢えて発令することの厚顔無恥さ加減、あるいはそれによって政府がその苛酷な処置を言い繕おうとしている欺瞞ぶりについて、仰天する以外に何を知るべきというのだろうか。……祭典を祝い、市民の問題を協議し、公序を脅やかさずに、同時に一地方の市

注(25) Wilhelm, Herzberg, S. 90.

(26) Denkschrift der bayerischen Staatsregierung, Juni 1832. Geheim Staatsarchiv München, Polit. Archiv 628. in: Adam, Sahrman, Beiträge. S. 110.

(27) Wächter am Rhein. s. 96.

(28) a. a. O., S. 156.

(29) a. a. O., S. 169.

(30) a. a. O., S. 169.

民がこぞって集まれないような前提などは余りに愚しく、……アンドリアンなるお偉方だけが、そういう処置に決然と取りかかれるのだ。そうした専制の権力装置は、……ラインバイエルンが祭典を祝うことを制止できないということを自ら知るだろう。ノイシュタットの市民は、しかしながら抗議を發した。……強い者は誰なのか、自由な市民なのか、それとも専制の手先なのか見せてやろうではないか⁽³¹⁾と。

ハムバッハ祭典開催への気運は、この禁止措置のために却って高揚した。ノイシュタット市参事会もバイエルン政府の禁止措置こそ不当であることを述べた25名連署の抗議文を發表した。「ラインの監視人」は、この市参事会の行為が「心から支持を得て」いるものと報道している。⁽³²⁾

同紙は5月16日付第45号で、ハムバッハ祭典にたいする民衆の期待を次のように報道している。「5月27日に予告されているハムバッハ城での人民集会への呼びかけは、ラインのあちらこちらから全愛国者の心に時代の意義というものが進行しているのだという考えを響かせている。老若男女を問わず、その日を楽しみにしている。……女性は女性で気のきいた刺しゅうをほどこした黒赤金のドイツ紋章と旗を用意している。彼女らは晴着を着ようというのではなく、普段着で出席しようとしているし、頭や胸につけるドイツの国章以外に別に飾り立てようというでもない。記章をつけずに来る者はいないだろう。こうした本当の民衆運動は見事であるし珍しい⁽³³⁾」と。

ハムバッハ祭典開催に到る迄の道は人民の勝利に終わったのである。

(6)

ハムバッハ祭典は成功裡に終わった。ハムバッハ祭典はドイツ人民に国家統一への要求が根強く存在していることを示したのである。

『ラインの監視人』は、6月1日付第61号の社説

で同祭典の成功と意義を伝えている。

「……この栄えある政治の祭日に全ドイツ各地から集まって来た人を見た者、困窮した祖国の苦しみを聞いた者、そしてまた、この悩み、この若しみ、この悲しさを取り除く勇氣ある決意を知った者は、きっとドイツの自由が国民の意志と力で栄えるということに胸をふくらますにちがいない。ドイツはドイツ人民によって下僕根性から解放され、神権、王家の正統という馬鹿げた、しかも人民抑圧の諸原理を王笏で高めようとし、奴隷に鞭を振り上げようとする専制君主は、権利の認識と信念の前に、またドイツ人民が一つの自由な国民となるにちがいない確信の前に、悄然として首を垂れるだろう。ドイツ人民は、はっきりと自分の信念を表明した。卑劣などちつかずの原理を語った声をどこにも聞かぬし、すべての者が自由な連邦国家 ein föderativer Freistaat⁽³⁴⁾の精神のもとにドイツ改革の必要性を語った」(傍点は引用者)

『ラインの監視人』の論調は奇異な感じを与えるかも知れない。というのは、もし「一つの自由な国民となる」のであれば、どうして「自由な連邦国家」であるのかが問われるからである。しかし、このことは別に何の不思議はない。なぜなら、ハムバッハ祭典をどのように把握し報道するかは各紙の自由であることだからである。ここにまたハムバッハ祭典が政治的祭典であっても「祭典」の域を出なかった弱さがあることを示している。それ故、この祭典が「原理の上ではドイツにおけるフランスの7月革命⁽³⁵⁾」と恐れられたにも拘らず、メッテルニヒが「うまく利用すれば善良な人々の祭典となる⁽³⁶⁾」とほめかした理由は、ハムバッハ祭典においてドイツ統一のための原理が欠如していたことを察知していたからにほかならない。

アダム・ザールマンは、ハムバッハ祭典を適切に表現して「……偉大な形のドイツ最初の出版祭 Pressfest⁽³⁷⁾として問題にされる必要がある」と述べている。しかし、筆者はハムバッハ祭典の意義を軽んずるのではない。言うまでもなく、この祭典の意義は、ドイツ

注(31) a. a. O., S. 170.

(32) a. a. O., S. 174.

(33) a. a. O., S. 179.

(34) a. a. O., S. 241~S. 242.

(35) Karl, Obermann, S. 99. これはプロイセンの官僚、メックレンブルク Carl von Mecklenburg なる人物の1832年6月10日付メモの一節である。

(36) Franz, Mehring. *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie*. Dietz Verlag, Berlin, 1960. Erster Teil. S. 76. 邦訳、足利末男、平井俊彦他訳『ドイツ社会民主主義史』(上) ミネルヴァ書房、京都、1968年、60ページ。

(37) Adam, Sahrman, *Beiträge*. S. 30.

の再生と解放が、最早、いかなる形態の下であれ、統一する以外にないことを示した点にあるからである。

さて、ここでハムバッハ祭典前後の南部ドイツ自由主義運動に一言を与えておく必要があるだろう。つまり、このことによってハムバッハ祭典内部にあった統一をめぐる路線と南部ドイツ自由主義運動一般を指導していた理論との相違が明らかになるからである。

既述のように、南部ドイツでは1820年代の末には一連の関税同盟や商業同盟の結成によって、経済的統一基盤が形成されつつあり、多かれ少なかれドイツにおける国家形態の改革が議論の俎上に上らざるを得なくなっていた。こうした背景にあって南部ドイツ自由主義者は、ロテック Karl von Rotteck, ヴェルッカー, プフィッツァー Paul Pfizer, モール Robert von Mohr, ミッターマイヤー Karl Mittermaier といった人々によって指導されることになる。

南部ドイツ——バイエルン王国, ヴュルテンベルク王国, バーデン大公国——における自由主義は、7月革命の影響を受け、王制復古体制下で空文化された既存の領邦憲法を基礎に、それに漸次的改良を加えて運動を展開しようとするを基本的特徴とする。すなわち、南部ドイツ自由主義が要求したものは、検閲の廃止、国家財政承認権の獲得、連邦議会改革、代議制議会の開設等々であり、これらの要求のうち検閲の廃止を楨干とした出版の自由が、7月革命の大衆高揚を背景に、ほぼ完全にかちえられたのである。南部ドイツ自由主義は、この出版の自由、とりわけ新聞発行を通じて領邦憲法にそくしながらその範囲内で彼らの要求を手に入れようとしたのである。

従って、南部ドイツ自由主義が、何らかの国家形態の改革を志向する場合、「領邦憲法にそくした漸次的改良」の範囲を抜け出るものではなく、その論理からは各領邦の主権を基礎にした立憲主義的連邦国家制度が最も現実的に妥当したものとして導き出されるのである。それ故、南部ドイツ自由主義が連邦議会改革を要求する場合でも、それは決して連邦議会の根本的変革を志向するものではないし、ましてヴィルトやジーベンプファイファーが主張する人民主権を基礎にした共和制政治形態を求めるものではないのである。

ドイツ民主共和国の歴史研究者、グンター・ヒルデブランドは、その論文の中で「南部ドイツ自由主義者の理論には一般的な自由主義とくらべて、何か修飾された見解として国民国家の思想が含まれている⁽³⁸⁾」と指摘しつつ、南部ドイツ自由主義の理論的遺産『国家学辞典』を分析して、南部ドイツ自由主義が立憲主義的国家制度を論理的に導き出すためには、ルソーの人民主権とそこから引き出される共和思想を拒否することが不可欠だと結論する。

「……ロテックを中心とする南ドイツ自由主義者は、国家を社会契約として把握している。彼らは……フランス啓蒙思想の国家・社会理論から出発して国家に原理上、一貫した反封建的解釈を与えようとする。しかし、彼らはルソーの人民主権から明らかに出てくる共和制を拒否する。……ルソー的人民主権の方向に代わって……より強くモンテスキューの学説やカントの学説を志向する。南ドイツの自由主義者達は、その独特の国家理論において反封建的立場を放棄することなく、フランス自然法理論の革命的な性格を弱めたのである⁽³⁹⁾」。

事実ロテックは、ハムバッハ祭典後2週間経った6月11日、第2聖霊降臨祭を祝うBadenweilerの集会で演説しているが、これは明らかにハムバッハ祭典主催者達への批判として受けとれるものである。

「……私はドイツの統一のためにいるのだ。……しかし私は危険に陥るような統一を望んでいるのではない。……私は自由以外の何ものでもないような統一を望んでいる。……私はプロイセンやオーストリアの貴族の翼下で統一を望んでいるのではない。……私はドイツの全面的共和制の下で統一を望んでいるのではない。……なぜなら、こうした方向に行く道というのは身の毛もよだつことであり、手に入れた成果は……不確かなものになるからだ⁽⁴⁰⁾」と。

更に、ハムバッハ祭典には、バーデン、ヴュルテンベルク両議会を代表して数名の来賓が出席していたが、演壇に上ったのはバーデンの議員ローバウアー (Rudolf Lohbauer) 一人であり、しかもその演説が極めて穩健であったために祭典参加者から不評を買った⁽⁴¹⁾、ことが伝えられている。

つまり、ジーベンプファイファーおよびヴィルト等

注(38) Gunther, Hildebrandt, Programm und Bewegung des Süddeutschen Liberalismus nach 1830. S. 17. in: *Jahrbuch für Geschichte*. Bd. 9, Berlin, 1972.

(39) a. a. O., S. 14.

(40) *Wächter am Rhein*, S. 315.

(41) Gunther, Hildebrandt, S. 42.

ハムバッハ祭典主催者と南部ドイツ自由主義者との間には、ドイツ統一と反封建という点で一致し得ても、国家形態、つまり共和制国家と「領邦憲法の漸次的改良」とによる立憲君主制的連邦国家をめぐる対立が存在しているのである。

ハムバッハ祭典をめぐる運動は、ドイツ統一と国家形態についての議論を公然と歴史上に登場させたことを意味するのである。

ところで、『ラインの監視人』の論調は、南部ドイツ自由主義者とハムバッハ祭典主催者との中間的立場にあると言える。つまり、一方において「神権、王家の正統という馬鹿げた……人民抑圧の諸原理」に立つ専制君主を批判する意味では、人民主権と擁護するかのようであり、他方において「自由な連邦国家」を主張する点では、むしろ南部ドイツ自由主義の穏健的傾向を引き継いでいるのであり、「卑劣などちつかずの」立場をとったのは、結局『ラインの監視人』自身だったと言えるのである。

しかし、『ラインの監視人』は、南部ドイツ自由主義が総じて「領邦憲法に即した漸次的改良」を基本にしつつ、フランス啓蒙思想に依拠しながら、その理論を媒介にして反封建闘争の武器とした以上に、専制が打倒すべき敵であることを真正面に掲げている。『ラインの監視人』が強調する「総体意志」としての法支配への希求は、首尾一貫した専制打倒の論理と結びついて、南部ドイツ自由主義運動一般が見せる穏健思潮を一歩進めて一層急進的なものにしてている。『ラインの監視人』を急進的自由主義の新聞と称する所以もまたここに存するのである。

『ラインの監視人』からは、従って明確な共和主義思想を、まして社会主義思想を窺い知ることはできない。しかし、自由主義運動が専制打倒に向けて突き進む過程で必然的に直面せざるを得ない共和主義思想に到る橋渡しの役割を、『ラインの監視人』は果たしていると言えないだろうか。

事実、ハムバッハ祭典以後、1833年のフランクフルト監視所攻撃事件や、翌年にかけてのゲオルク・ビュヒナー Georg Büchner の運動は『ラインの監視人』が行った専制政府攻撃の一層急進的かつ具体的な表現と見てよいかも知れない。

『ドイツ亡命者同盟』における初期の理論的指導者ヤコブ・フェネダイ Jacob Veneday が『ラインの監視人』編集協力者として活動⁽⁴²⁾していたことも、けだし無縁とは言えないようである。

(7)

ドイツはブルジョア革命の前夜を迎えている。ハムバッハ祭典はドイツの民族的・国家的統一が最早不可避であることを示しているのである。だが、ドイツはどのようにしてこの国民的課題を実現しようとするのであろうか。

南部ドイツを中心とする19世紀30年代初頭における自由主義運動は、19世紀を貫くドイツの問題を象徴的に示している。この運動が示したものは、各邦の主権を基盤として、これを崩壊せしめるのではなく、むしろ各領邦既存の体制を温存しながら国家制度を立憲君主政体化していく企図のものであった。そのためには、極力プロイセンとオーストリアによる連邦支配体制を弱める必要があるのであり、その運動の中に反封建・反専制闘争の姿が浮び上ってくるのである。

それ故、こうした南部ドイツ自由主義運動の基本的性格から見れば、ハムバッハ祭典の主催者、とりわけジーベンファイファーやヴィルトの見解は先進的であるにせよ、少数意見にすぎないことが明らかになる。

しかし、いずれにせよハムバッハ祭典は、当時における問題関心を端的に示しているものであり、その運動は広くドイツ人民の意識に深く刻印されたものであるには違いない。この祭典を通じてドイツ統一に横たわる根本的問題、すなわち立憲君主制による統一か、人民主権に基づく共和制的統一か、また単一不可分のドイツを目指すのか、それとも領邦国家を堅持したままの連邦制ドイツを目指すのか、これらの問題が改めて論議の俎上に乗せられることになったのである。

ドイツ統一をめぐる思想は複雑である。というのは、それぞれの時代と客観情勢によってその内容が変化するからであり、その都度、その変化を確定していかなければならないであろう。今後の研究課題としたい。

(経済学部助手)

注(42) Wolfgang, Schieder, S. 21